

手塚良齋「医学所御用留」(六)

深瀬泰且

慶応二年寅年正月元日

朝五ツ時登城於大広間年首為御礼 四ツ半時出御 御目見

被仰付候事

但シ陣羽織着用之事、富士見格杉田元齋<sup>(1)</sup>、安井元達、奥山玄省、山本長安同刻御見仕候事

江戸表江吉田策庵老より丑十二月十二日於御殿浅野美濃守殿<sup>(3)</sup>以書付左之通り被申渡候趣寅正月六日相達

醫師取締江

吉田篤庵門人 (四八丁才)

岡部貞齋  
渡部良智

戸塚静甫門人

遠田敬甫  
石川玄随

手塚良仙門人

風間淡齋  
種瀬俊安

越山友仙門人

右之者

御帰城 手伝として屯所江相詰候ニ付き、壹ヶ月老人江金式兩ツツ為御手当被下候旨、松平周防守殿御書付被仰渡依之申渡

丑十二月

一、正月五日建白書之写

高島祐啓  
手塚良齋

関 隆庵  
宮崎友叔

(四八丁才)

当陸軍局中騎兵大砲小筒方出役医師並御雇被仰付勤居候者共多人數御座候所、右医師中銘々業前者勿論万事相談致し候目の無之、事実不都合之次第是迄度々私共方江申出候共、御場所違之義ニも有之候得者、善悪共取扱兼候旨再三断置候、乍去是迄内実不都合之事件も不少候由、各々右医師中万一不都合之義無之とも難計、其節ハ如何相心得候旨宜敷候ヤ、此段心得迄伺置度奉存候以上

正月五日

正月七日御達之写

醫師取締江

高島祐啓  
手塚良齋

大砲方医師御持小筒方御雇醫師並兼勤之者共、其方にて歩兵屯所附醫師同様取締相心得可申候依之申渡

寅正月

(四九丁ウ)

右之通り伊勢守殿<sup>6</sup>以書附被申渡候、依之大砲局医師其外江達書相遣候事並四局附江も廻状にて通達いたし候事、且医学所頭取江届書差出し候事

一、正月廿日於役所去十二月分御薬価受取候事、但拙者分金拾兩壹分式朱ト四百拾式文也、正月御手当石村立介受取候事金九兩式朱ト式勿五分、門人兩人御手当金四兩預り、屯所附一統相渡候事

呉黄石六月分金五兩受取相渡し候事

正月旅御扶持方金四兩壹分式朱ト式百四十式文受取候事、但し米壹石九升五合代なり、尤三十五石払代金百(五〇丁オ)四拾壹兩かへなり

一、二月二日大砲方伊東玄民義

壹岐守殿<sup>7</sup>附屬として芸州表

江被差遣候旨被仰渡候事

一、二月三日奥山元省門人濱田秀齋病氣之処養生不相計死去候段、御届書差いたし候事

手伝御免

高島祐啓  
手塚良齋

宮池忠廻

内山俊郷

右歩兵組療養方手組被仰付勤罷在候処、旧冬中より病氣有

之急ニ全快可仕体も相見へ不申候ニ付、御場所(五〇丁ウ)柄御差支にも可相成候間、兩人義手伝御免被仰付別紙名前之者手伝被仰付被下候様仕度此段奉願候以上

二月五日

高島祐啓

手塚良齋

手伝相願候名前書

高島祐啓

手塚良齋

元山本長安門人当時(五一丁オ)  
高島祐啓門人

熊谷善朴

曲直瀬正廸門人

山本泰順

右者漢蘭共相心得相応療治も出来候ニ付、手伝被仰付被下候様奉願上候以上

二月五日

高島祐啓

手塚良齋

右之二通、二月五日登城にて伊勢守殿江申上候事  
二月八日伊勢守殿御達

申渡

医師取締江

元山本長安門人(五一丁ウ)

高島祐啓門人

熊谷善朴

曲直瀬正迪門人

山本泰順

右歩兵組療治手伝可勤候様可被相違候、依之申渡

二月八日

申渡 醫師取締江

曲直瀬門人

宮池忠迪<sup>(8)</sup>

桐良鳳<sup>(9)</sup>卿門人

内山俊郷

右病氣ニ付歩兵組療治手伝差免候間、其段可被相違候、

依之申渡

二月八日

同日御同人御達

醫師取締江

先般芸州表江出張歩兵隊並此度出立歩兵隊とも医師人少々義  
二付、互ニ申合御場所差支無之様可致者勿論ニ候、就ては附  
属隊ニ無之共医師差支有之歟、又者病者手余り候節ハ銘々持  
場所等之異論無之相互ニ救援いたし候様、此度出立兼彼地医  
師中江申達置(五二丁ウ) 候様可被致候事

二月八日

一、御番医師外科山本甫齋義今般御持小筒附属芸州表江罷越  
候被仰付候事、即同人順啓罷越候事、但シ同人旅宿玉造御定

番組屋敷松野藤三郎方

一、二月十六日新兵附属内村有庵帰坂之事、同十七日朝無滯  
着坂之旨奉行衆江御届ケ差出候事

一、同月十七日三番町附添杉田杏齋芸州表江出立之事

(五三丁オ)

一、同月十八日曲直瀬正迪三番町差添同所江出立之事

一、同日二月分御手当九兩ト永百六十六文石村立介より受取  
候事

候事

一、奥山元省門人浜田直齋死去ニ付、右代り青木貫司手伝被  
相勤候様、伊勢守殿<sup>(7)</sup>以書付被仰渡候事

一、三月二日、二月分旅御扶持金五兩三分式朱ト五十四文受  
取候事、並同日二月分御薬価六兩三分ト四百八文於飯役所受

取候事

同日手伝門人江戸登り二月分御手当老入老兩式分ツツ同人  
分、石村立介より受取候事

三月十九日御手当九兩ト拾匁受取並ニ高しま、安井、  
奥山、山本分同断、手伝い御手当杏齋門人之外七人分相下り  
候事

一、三月晦日二月分御薬価拾三兩老分ト永百三文受取候事

(五三丁ウ)

四月三日、三月分旅御扶持方相渡ル、但シ老石式斗代金百七  
十四子替五兩三分三朱ト永式拾式文此銀式百十五文ナリ

四月八日千人隊二百人芸州表江出立ニ付、高島門人押田元俊  
附属被仰付、御手当老ケ月三兩式分ツツ三ヶ月分薬価前借七

兩式分受取相渡候事

四月八日御書付写し

伊勢守殿

大目付

御目付江

毛利大膳父子御裁許之義ニ付、末家毛利左京、毛利淡路、毛利讃岐並吉川監物、大膳家来宍戸備前、毛利筑前、広島表江罷出候様、先達て相達候処、未ダ出芸之模様も不(五四丁才)相分候ニ付而は、今般別紙之通り松平安芸守を以相達候間、此段為心得相達候

毛利大膳家来

宍戸備後介

毛利大膳、毛利長門並長門惣領興丸江相達候義有之候間、来ル二十一日迄ニ広島表江可罷出候、若病氣候ハハ末家並一門之内為名代可差出候

四月

毛利左京

毛利淡路

毛利讃岐

吉川監物

本宗大膳父子並長門惣領江申渡旨有之候ニ付、先達て其方江相達候義有之、広島表江可罷出旨相達置候義ニ付、(五四丁ウ)若病氣ニ候とも押て来ル廿一日迄ニ可被致出芸候、尤押ても難罷出候ハハ重官之内卷人可差出候

毛利大膳江

毛利大膳家来

宍戸備後介

毛利筑前

右之者共江相達候義有之候間、広島表江可罷出旨先達て相達置候間、若病氣候とも押て来ル廿一日迄ニ罷出候様

四月

討手之面々江御達御口達

別紙御達候期限ニ至リ、万一名代等不差出ハハ御裁許違背より其罪重候ニ付、速ニ討入可被成候間、兼て其(五五丁才)心得ニ而差図相待候様可被致候

四月

右之趣御供御供万石以上以下之面々江、為心得可被相達置候

一、四月十六日四月分御手当例月之通石村立介方より受取候事

四月廿七日三番町殘兵、西城下殘兵芸州表江出立之事、曲直

瀬正迪、山本泰順附属出立之事

寅五月二日達

明ヶ六時開門、暮六時切潜り門通行、夜五ツ時より潜門とも切置、御用之向ハ勿論御城並柵門内御小屋(五五丁ウ)

御役屋敷等江罷越候者、姓名役名等承り留置支配向之もの見廻り之節差出し可申候、右之通

御城柵門番之者江相達候間、為心得御達し申置候

五月

御進発掛  
御目付

別紙之通達有之候間御達申候

五月二日

松野孫八郎

御殿調役

騎兵方

大手前方

小川町方

御持小筒方

大砲方

(五六丁才)

金七両、並に御薬価前借金七両式分合て拾四両式分ツツ受取候事

六月三日大手前出立

同四日小川町、三番町、西丸下出立

御書付写

本家毛利大膳父子

(五七丁才)

御裁許並未家中江被仰渡候趣、去ル朔日於広島表、未家名代之者江御達御座候段彼是奉恐入候、然る処闔国士民之情状、中々以私式容易説諭行届候義無覺束次第にて、既に名代共より申上候由候得共、尚毛利左京始江申合度被申候処、名代之者帰邑掛ケ途中不都合之義も無之、漸此節罷帰リ旁々以道路掛隔之場所柄、迅速申談之都合難出来甚以痛心罷在申候、就而は不取敢私より御願申出候間、微衷之程御亮察ニ被成下此上奉恐入候得共、当月廿日迄之御期限、何卒(五七丁才)格別之御沙汰ヲ以当月二十九日迄御猶予被仰付下候様、公迎向江宜敷御執成之程、偏ニ奉歎願候以上

吉川監物

五月晦日江戸病兵下之差添御用門人兩人江被仰付候写

醫師取締江

高島祐啓門人(五六丁才)

熊谷善朴

手塚良齋門人

内村有庵

右者此度歩兵組病人江戸表江差戻し候ニ付、為付添罷越候様可被申渡依之申渡

五月

右之通被仰渡門人壹人御手当壹ヶ月金三兩式分ツツ二ヶ月分

松平安芸守様

別御書付写

毛利大膳父子

御裁許申渡、右請書差出候期限差延候義、難相成咎ニ候得共、此程吉川監物差出候書面之義、無余義聞候間、願之通り来ル二九日迄猶余之義承届候、万一右期限迄請書不差出節者、即御裁許違背ニ付、問罪之師御差向被遊候間、此段可被達候

五月

(五八丁オ)

五月廿五日

伊賀守殿御渡

紀州中納言殿<sup>①</sup>此度討手之面々、為御先鋒御惣督先以芸州広島表江出張候様被仰出候、其節伯耆守殿事差添被差遣候旨被仰出、同人義明二六日当地発足広島表江差遣候、且又京極主膳事四国討手之面々為御取締被差遣候、此段為心得御供万石以上以下之面々江可被達候

五月

(五八丁ウ)

五月廿五日

伊賀守殿御渡

去ル十九日芸州表ニおゐて吉川監物より差出候書面、並ニ松平安芸守江相達候書付写相達候間、得其意来る廿九日期限ニ至り受書不差出候節問罪之師被差向候間、弥来月五日討手一同討入候様可被致候、尤請書差出候ハハ速ニ御達可有之候

右之通口々討手一ノ先二ノ見之面々江相達候間、此如為

心得御供万石以上以下之面々江可被達候

五月廿五日

(五九丁オ)

六月八日

伊賀守殿御渡

毛利大膳父子 御裁許及違背候ニ付、問罪之師被差向候旨被達

御奏問候処、別紙通

御所より被仰出候間、此段為心得御供万石以上以下之面々江可被達候

六月

(五九丁ウ)

毛利大膳父子裁許之義、先般経

天聴其未申達候処、及違背候ニ付、問罪之師差向候旨、遂

奏聞被

聞召候、大樹二者長々滞坂、其上模様ニ寄進発ニモ可及、大

儀被思食候、速ニ

奏追討之功

奉安 震襟候様、討手諸藩江も可申聞旨御沙汰之事

六月七日

伊賀守殿御渡

(六〇丁オ)

当月二日九州為指図老岐守事小倉表江出帆いたし候旨申越候、此段為心得御供万石以上以下之面々江可被達候

六月

六月廿七日

伊賀守殿御渡式通

稲葉兵部小輔事内願之趣も有之候間、御役御免若年寄格ニ被成候、海軍御用引受取扱被仰付候旨、去ル十五日於江戸表相達候間、御供之面々江可被達候

六月

(六〇丁ウ)

一、於江戸表去ル十九日松平縫殿頭事、老中格被仰付老中之一通可相勤旨被仰出、外国御用陸軍御用取扱候様、被仰付周防守事奥州白川江処替被仰付、水野和泉守事思召有之候ニ付御

役御免、如前雁之間詰被仰付候旨、此段御供之面々江可被相達候

六月

一、昨丑五月御供以来被下来り候旅御扶持方召連其人数之外当御時節柄二付御目見以上申し合願差出し候事 (六一丁才)

但シ六月廿七日夕刻調役組頭森新十郎方迄申遣候事

一、森新十郎事調役組頭木勤被仰付候事

注

- (1) 杉田元斎は杏齋が正しい。
- (2) 「御見」は「御目見」が正しい。
- (3) 浅野美濃守は陸軍奉行浅野美作守氏祐か。
- (4) 吉田篤庵は吉田策庵が正しい。
- (5) 松平周防守は老中陸奥国棚倉藩主松平康直(一八三〇〜一九〇四)。
- (6) 伊勢守は陸軍奉行溝口勝如。
- (7) 老岐守は老中肥前国唐津藩主嗣子小笠原長行(一八二二〜一八九一)。
- (8) 宮池忠迪は宮地忠迪が正しい。
- (9) 桐良鳳卿は桐原鳳卿が正しい。
- (10) 「永」は永楽銭の略称で、貢租や物価表示の名目的な貨幣の計算単位。金一両は永一貫文(二千文)、または銭四貫文(四千文)にあたる。
- (11) 「子」は「文」の誤りと思われる。
- (12) 毛利大膳父子は長門国萩藩主毛利大膳大夫敬親とその養子元徳(広封)(一八三九〜一八九六)。元徳は周防国徳山藩主毛利広鎮の一〇男で、宗藩主敬親の養子となった。

- (13) 毛利左京は長門国長府藩主毛利左京亮元周(一八二七〜一八六八)。
- (14) 毛利淡路は周防国徳山藩主毛利淡路守元蕃(一八一六〜一八八四)。
- (15) 毛利讃岐は長門国清末藩主毛利讃岐守元純(一八三二〜一八七五)。この三名はいずれも毛利藩の支藩の藩主である。
- (16) 吉川監物は周防国岩国藩主吉川駿河守経幹(一八二九〜一八六九)。
- (17) 宍戸備前は備後助が正しい。萩藩藩士(一八二九〜一九〇一)。のち藩の中老格として幕府の長州問罪使と応接した。
- (18) 毛利筑前は未詳
- (19) 毛利長門は毛利大膳大夫敬親の養子長門守元徳。
- (20) 毛利興丸は元徳の世子元昭(一八六五〜一九三八)。
- (21) 紀伊中納言は紀伊国和歌山藩主徳川茂承(一八四四〜一九〇六)。慶応二年六月長州再征に際して先鋒総督に任命された。
- (22) 伯耆守は丹後国宮津藩主松平(本荘)宗秀。
- (23) 京極主膳は若年寄丹後国峰山藩主京極主膳正高富(一八一六〜一八九〇)。
- (24) 伊賀守は老中備中国松山藩主板倉勝静(一八二三〜一八八九)。

(順天堂大学医学部医史学研究室)